令和３年４月13日

保護者の皆様へ

ふたばこども園　園長

令和２年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和２年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和２年４月～令和３年３月）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	207,290	209,940	209,940	208,320	255,310	254,230	252,400	252,400	252,400	252,400	250,110	257,250
		3歳児	207,290	209,940	209,940	208,320	205,690	204,610	202,780	202,780	202,780	202,780	200,690	207,830
		4歳以上児	190,880	193,530	193,530	191,910	189,280	188,200	186,370	186,370	186,370	186,370	184,360	191,500
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	210,660	210,810	204,970	207,090	207,090	211,160	210,790	210,790	210,790	210,740	207,650	221,740
	短時間		203,710	203,860	198,230	200,280	200,280	204,210	203,840	203,840	203,840	203,790	200,770	214,860
	標準時間	1･2歳児	129,570	129,720	126,310	127,630	127,630	130,070	129,700	129,700	129,700	129,650	127,700	141,790
	短時間		122,620	122,770	119,570	120,810	120,810	123,120	122,750	122,750	122,750	122,700	120,820	134,910
	標準時間	3歳児	88,940	89,090	87,390	88,130	88,130	89,440	89,070	89,070	89,070	89,020	87,960	102,050
	短時間		81,990	82,140	80,650	81,320	81,320	82,490	82,120	82,120	82,120	82,070	81,080	95,170
	標準時間	4歳以上児	73,040	73,190	71,960	72,550	72,550	73,540	73,170	73,170	73,170	73,120	72,240	86,330
	短時間		66,090	66,240	65,220	65,740	65,740	66,590	66,220	66,220	66,220	66,170	65,360	79,450

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1号認定子ども	4,050	4,050	4,500	4,500	3,600	4,500	4,500	4,270	4,500	4,050	4,050	4,500
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500